# 第3章 計画の基本理念、基本方針及び重点施策等

## | 基本理念

『すべての子どもたちが現在から将来にわたり、

心身ともに健やかに成長し、夢や希望を持てるまち』

長崎市のすべての子どもたちが、生まれ育った環境によって左右されることがないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、子どものことを第一に考え、貧困の状況にある子ども等が適切な支援を受けられるよう、この計画の基本理念を『すべての子どもたちが現在から将来にわたり、心身ともに健やかに成長し、夢や希望を持てるまち』と定め、子どもの貧困対策を総合的に推進していきます。

# 2 基本方針と重点施策

長崎市の子どもの貧困対策については、調査結果による長崎市の課題や、国の「子供の貧困対策に関する大綱」及び「長崎県子どもの貧困対策推進計画」を勘案し、次の基本方針のもと、4つの分野で重点施策を定め、総合的に推進していきます。

## (1) 基本方針

- 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立まで切れ目のない支援の推進
- 支援が届かない又は届きにくい子ども・家庭の早期発見・支援の推進
- 関係機関や関係団体と連携した取組の推進

#### (2) 重点施策

#### 〇 教育の支援

教育費に関する支援とともに教育の質の向上、大学等進学に関する教育機会の提供にも力を入れる必要があるため、地域と連携した学校指導や運営体制の充実のほか、就学支援などの経済的負担の軽減、障害のある児童やヤングケアラーなど、特に配慮を要する子どもへの支援などの施策に取り組んでいきます。

#### ○ 生活の安定に資するための支援

家庭の生活状況が、子どもの健やかな成長に心身ともに影響を及ぼすため、子どもとその保護者の生活の安定に資する取組みを行う必要があり、親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援から、保護者の自立支援、育児等の負担軽減を図り、併せて、子どもの生活支援や就労支援までの切れ目のない総合的な支援を、関係機関と連携を図りながら、一体的に取り組んでいきます。

#### ○ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

保護者の職業生活の安定と向上のための支援や、ひとり親に対する就労支援を行う必要があるため、特にひとり親家庭の就労支援や、ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立の支援、生活困窮世帯等の就労の支援などの施策に取り組んでいきます。

#### 〇 経済的支援

家庭の経済的状況が、子どもの教育を受ける機会などに影響を及ぼしていることから、子どもの成長に応じた形での経済的支援を行う必要があるため、児童扶養手当の支給など公的支援の制度の周知を図るとともに、確実に制度につなぐための仕組みづくりを進めるための施策に取り組んでいきます。

# 3 重点施策ごとの指標と目標値、目標を達成するための基本施策

## (1) 計画の指標と目標値

国の大綱では、子どもの貧困対策を総合的に推進するにあたり、関係施策の実施状況や対策の効果などを検証・評価するための指標を掲げており、長崎県の指標では、都道府県ごとのデータがあり、計画の推進状況を把握するうえで必要と判断した指標を掲げています。

長崎市においても、国や県との比較を含め、本市の子どもの貧困対策の状況を 把握し、施策の効果などを検証・評価するために、本市の施策に関する指標を設 定し、改善に向けて取り組むこととします。

なお、目標値については、基本的に現行値が国の直近値より望ましい数値である場合は、現行値の小数点以下を切り捨て、或いは切り上げた数値を目標値とします。

また、現行値が国の直近値より望ましくない数値である場合は、国の直近値を目標値とします。

# 重点施策 1【教育の支援】

## 【教育の支援に関する指標及び目標値】

No.	指標		現行値	目標値
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率		98.0% (R3 年度)	98.0%
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率		1.4% (R3 年度)	1.4%
3	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率		26.9% (R3 年度)	36.0%
4	ひとり親家庭の子どもの入園希望に対する就園率 (保育所・幼稚園等)		100% (R3 年度)	100%
5	ストの知学時のフドナの体帯を	中学校卒業後	96.8% (R2 年度)	97.0%
6	ひとり親家庭の子どもの進学率	高等学校卒業後	55.3% (R2 年度)	58.5%
7	スクールソーシャルワーカーによる	小学校	100%	100%
8	対応実績のある学校の割合	中学校	100%	100%
9	就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の 書類を配布)		実施	継続
10	新入学児童生徒学用品費等の入学前	小学校	実施	継続
11	支給の実施状況	中学校	実施	継続

(No.1~3) 長崎市生活福祉2課調べ

(No.7~8) 長崎市教育研究所調べ

(No.4) 長崎市幼児課調べ

(No.9~11) 長崎市教育委員会総務課調べ

(No.5~6) 長崎県児童扶養手当受給者アンケート長崎市分

教育の支援に関する指標の目標を達成するために、次の基本施策を定めて取り 組んでいきます。

- (1) 幼児教育・保育の量の確保及び質の向上
- (2) 地域と連携した学校指導・運営体制の充実
- (3) 大学等進学に対する教育機会の提供
- (4) 特に配慮を要する子どもへの支援
- (5) 教育費負担の軽減
- (6) 地域における学習支援等
- (7) その他の教育支援等

# 重点施策2【生活の安定に資するための支援】

## 【生活の安定に資するための支援に関する指標及び目標値】

No.	指標		現行値	目標値
1	電気、ガス、水道料金の未払	ひとり親世帯	13.3% (R3 年度)	13.0%
2	い経験	子どもがある全世帯	7.5% (R3 年度)	7.0%
3	  食料又は衣服が買えない経験	ひとり親世帯	食料 28.4% 衣服 35.8% (R3 年度)	食料 28.0% 衣服 35.0%
4	及科文は公服が買えない証拠	子どもがある全世帯	食料 16.2% 衣服 20.8% (R3 年度)	食料 16.0% 衣服 20.0%
5	子どもがある世帯の世帯員で	ひとり親世帯	相談 8.7% お金 25.9% (R3 年度)	相談 8.0% お金 25.0%
6	頼れる人がいないと答えた人 りの割合	貧困線を下回る世帯	相談 8.8% お金 24.3% (R3 年度)	相談 7.2% お金 20.4%

出典:長崎市子どもの生活に関する実態調査

生活の安定に資するための支援に関する指標の目標を達成するために、次の基本施策を定めて取り組んでいきます。

- (1) 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援
- (2) 保護者の生活支援
- (3) 子どもの生活支援
- (4) 子どもの就労支援
- (5) 住宅に関する支援
- (6) 児童養護施設等の措置解除後の支援
- (7) 支援体制の強化

## 重点施策3【保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援】

# 【保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関する 指標及び目標値】

No.	指標		現行値	目標値
1	ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯	90.3% (R2 年度)	91.0%
2		父子世帯	87.2% (R2 年度)	88.1%
3	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	母子世帯	50.5% (R2 年度)	51.0%
4		父子世帯	67.9% (R2 年度)	69.4%

出典:長崎県児童扶養手当受給者アンケート 長崎市分

保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関する指標の目標を達成するために、次の基本施策を定めて取り組んでいきます。

- (1) 職業生活の安定と向上のための支援
- (2) ひとり親に対する就労支援
- (3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

# 重点施策4【経済的支援】

# 【経済的支援に関する指標及び目標値】

No.	指標		現行値	目標値
1	子どもの貧困率		10.8% (R3 年度)	10.0%
2	ひとり親世帯の貧困率		36.2% (R3 年度)	36.0%
3	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合	母子世帯	39.4% (R2 年度)	42.9%
4		父子世帯	13.3% (R2 年度)	20.8%
5	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない 子どもの割合	母子世帯	75.4% (R2 年度)	69.8%
6		父子世帯	95.0% (R2 年度)	90.2%

出典 (No.1~2) 長崎市子どもの生活に関する実態調査 出典 (No.3~6) 長崎県児童扶養手当受給者アンケート

経済的支援に関する指標の目標を達成するために、次の基本施策を定めて取り 組んでいきます。

- (1) 子育てに関する経済的支援
- (2) 養育費の確保の推進
- (3) 教育費負担の軽減 [再掲]

## 4 施策体系

長崎市の子どもの貧困対策については、次の施策体系により、重点施策を総合的に推進していきます。

基本 【基本方針】 【重点施策】 【基本施策】 理念 (1) 幼児教育・保育の量の確保及び すべての子どもたちが現在から将来にわたり、心身ともに健やかに成長し、夢や希望を持てるまち 質の向上 (2) 地域と連携した学校指導・運営 体制の充実 (3) 大学等進学に対する教育機会の 提供 1 教育の支援 (4) 特に配慮を要する子どもへの支援 (5) 教育費負担の軽減 (6) 地域における学習支援等 (7) その他の教育支援等 (1) 親の妊娠・出産期、子どもの ○親の妊娠・出産期 乳幼児期における支援 から子どもの社会 的自立まで切れ目 (2) 保護者の生活支援 のない支援の推進 (3) 子どもの生活支援 2 生活の安定に資する (4) 子どもの就労支援 ○支援が届かない又 ための支援 は届きにくい子ど (5) 住宅に関する支援 も・家庭の早期発 見・支援の推進 (6) 児童養護施設等の措置解除後の 支援 (7) 支援体制の強化 ○関係機関や関係団 体と連携した取組 の推進 (1) 職業生活の安定と向上のための 支援 3 保護者に対する 職 業生活の安定と向 (2) ひとり親に対する就労支援 上に資するための 就労の支援 (3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等へ の就労支援 (1) 子育でに関する経済的支援 (2) 養育費の確保の推進 4 経済的支援 (3) 教育費負担の軽減(再掲)